

地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

の位置付け方針について

○地域計画とは？

将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか？誰に農地を集積・集約化していくのか？などを決めていく計画。

○地域内の農業を担う者とは？

将来（10 年後）にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担う農業者が位置付けられる。

【町独自の運用方針（案）】

1. 「認定農業者」「認定新規就農者」「基本構想の目標所得水準達成者」のどれかに該当すること。
2. 営農計画書を木曽岬町地域農業再生協議会へ提出し、直近の 2 ヶ年に需給調整の達成をしていること。
3. 新規就農者について、町水田収益力強化ビジョンで補助対象となっている作物の作付け申請者の場合には「申請作物の作付け実績が 1 年以上ある、又は農業学校や研修機関に 1 年以上通っている」こと。
4. 新規就農者について、町水田収益力強化ビジョンで補助対象となっていない作物の作付け申請者は「町内在住者である」「申請作物の作付け実績が 1 年以上有り、かつ事業報告（収支等）により安定的かつ継続的に営農する」ことが見込めること。

※位置付けについては年 1 回の協議の場にて行うこととするが、上記 1～4 を達成している者から申請があった場合には、地域内の農業を担う者の見込み者として取扱うこととする。

計画への正式な位置付けは次回開催の協議の場にて決定する。